

製セリ、然シテ午後七時ニ互ニ調印スル由

決定書

新協定書

- 一、救済機關ヲ設置セラレタキ事 (承認)
- 二、就業時間現在ノ十一時間ヲ十時間ニスル事 (承認)
- 三、現職長弓谷貞太郎ヲ平職工トスル事 (承認)
- 四、給料不定職工ニ對シテハ之ヲ即日制定スル事 (承認)
- 五、殘業ハ一時間ニ就キ貳拾分間ノ附分ヲツケル事 (承認)
- 六、年二回ノ昇給ヲナスベキ事 (承認セズ)
- 七、解雇手當ヲ左ノ通り支給ス (承認)
- (イ) 六ヶ月未滿勤續職工ニ對シテハ日給貳拾五日分
- (ロ) 壹ヶ年未滿ノ勤續職工ニ對シテハ日給參拾五日分
- (ハ) 以上壹ヶ月ヲ加フル毎ニ日給半分 (後告手當ヲ含ム)

現工場經營者ノ名義變更セザル限リ解雇セズ